

令和5年度 上毛町保育料について

保育料は、利用する施設、各世帯の市町村民税所得割課税額と児童の年齢（令和5年4月1日現在）等により決定します。

年度途中で児童が誕生日を迎えても、その年度中は、保育料は変わりません。

また、保育料は、公立・私立に関わらず同じです。別紙「令和5年度 上毛町保育料」をご覧ください。

保育料の切り替え時期について

市町村民税所得割課税額の決定時期により、毎年4月と9月に保育料の切り替えを行います。9月以降の保育料については、8月に通知します。



※所得割課税額を計算する場合には、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除、配当所得の控除、住宅借入金等特別税額控除は適用しません。

軽減措置について（保育認定）

★ 多子世帯への軽減措置

- (1) 保育認定の場合、幼稚園・保育所・認定こども園等を同時に利用しているきょうだいがいれば、第2子は半額となります。また、上毛町独自事業として、保護者と生計を同一とする戸籍上の第3子以降は保育料が無料となります。（「第3子以降保育料無料化申請書」が必要です。）
- (2) 市町村民税所得割が57,700円未満の場合、支給認定保護者と生計を一つにする者のうち、年齢が上の順に第2子を半額、第3子以降を無料とします。

* 注意事項 *

- 「支給認定保護者と生計を一にする者」（年齢制限なし）は以下の者となります。
 - ・同居の子ども（支給認定保護者が祖父母のときは孫）
 - ・勤務、就学、療養等の都合上別居している子ども（余暇には帰省している、生活費、学費などを送金しているなどの場合に対象）
 - ・両親を亡くして引き取った甥、姪など
 - ・養子縁組していない配偶者の連れ子

★ひとり親世帯等への軽減措置

市町村民税所得割が 77,101 円未満では第 2 子以降は無料となります。

※「ひとり親世帯等」とは、母子世帯、父子世帯、在宅障害児(者)がいる世帯をいいます。

保育料の納入について

納入方法

納入方法は口座振替、納付書払いがありますが、原則として金融機関での口座振替での納入をお願いします。

振替日は毎月末日となります。(ただし、12 月は 25 日。)振替日が金融機関休業日の場合は翌営業日の振り替えとなります。

口座振替の手続き

「口座振替依頼書」を記入する必要がありますので、通帳と印鑑(お届け印)を持って、上毛町役場子ども未来課へお越しください。支所、出張所及び町内金融機関でも手続きできます。

【 幼児教育・保育の無償化について 】

令和元年 10 月からの幼児教育・保育の無償化開始により、3 歳～5 歳までの全ての児童及び 0 歳～2 歳までの住民税非課税世帯の児童の保育料は無償となりました。

- * 保育所・認定こども園(保育部分)を利用する子どもは、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間が無償化の対象期間です。
- * 認定こども園(教育部分)・幼稚園を利用する子どもは、3歳になった日から無償化の対象となります。

また、幼児教育・保育の無償化に伴い、3 歳から 5 歳児の副食費の保護者負担が生じますが、副食費が国の基準により免除となる方については、保育料決定通知と併せて『副食費免除のお知らせ』を同封しています。

国の基準を満たさない 3～5 歳児についても町独自施策として 4,500 円(月額)を上限に副食費の助成を行います。

(問い合わせ先)

上毛町役場 子ども未来課 子育て支援係
TEL 0979-72-3127 (内線 227)